

最低賃金改正前の
申請がおすすめです！

事前予約制

賃上げ関係助成金申請受付・個別相談会

業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金、キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

事業主の皆様の「賃上げ」を支援する観点から、「業務改善助成金」、「働き方改革推進支援助成金」、「キャリアアップ助成金」、「人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）」について、申請、相談を集中的に受け付けます。（「キャリアアップ助成金」、「人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）」は相談のみ。）

あわせて、賃金等労務管理に関する相談にも対応させていただき、各種助成金の申請を検討する事業主の皆様を総合的にバックアップしますので、是非ご参加ください！

会場：徳島労働局

徳島市徳島町城内6-6徳島地方合同庁舎 5階会議室

	開催日	開催時間
1	令和6年9月9日（月）	①10:00～11:00
2	令和6年9月12日（木）	②11:00～12:00
3	令和6年9月13日（金）	③13:00～14:00
		④14:00～15:00
		⑤15:00～16:00

申込期限 **9/5**

賃金引上げ関係の助成金のご案内

徳島労働局では、賃金引上げへの取組をご検討いただいている事業主の皆様を支援するため、各種助成金を取りまとめたリーフレット集を作成しています。

※ リーフレット集の内容は令和6年4月1日時点のものです。



リーフレット集は徳島労働局のHPに掲載中
チェックしてね！



以下により事前にお申込みください。

メールによる申し込み

下記URLまたは右のQRコードから申込フォームにアクセスしてください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou36/soudankai0609>



電話による申し込み

☎ 088-652-2718（徳島労働局雇用環境・均等室）

あなたの会社の賃金引き上げにご活用ください！

～賃金引き上げ特設ページを公開中～

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい！

賃金引き上げ特設ページのメニュー



詳しくは賃金引き上げ特設ページチェックしてね。



<https://www.saiteichingin.info/chingin>

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

主な支援策の紹介

業務改善助成金

キャリアアップ助成金

ものづくり・商業・サービス補助金

IT導入補助金

賃上げ促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。

詳細はこちら



106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
への対応

令和6年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金

検索



申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画

機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給 (最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

【参考】徳島県最低賃金 896円 (R5.10.1改正)



- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、工場や事務所などの労働者がいる事業場ごとに申請してください。

助成上限額

助成率

徳島県の場合、事業場内最低賃金

896円～946円が対象となります。

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

事業場内最低賃金	助成率
900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)

()内は企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に適用されます。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

②に該当する事業者は、定員7人以上または車両本体価格200万円以下の常用自動車や貨物自動車、PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入も助成対象経費となります。

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成対象経費の具体例

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例



助成対象経費の具体例は「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

令和5年度からの主な変更点

- ・ 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- ・ 事業完了期限が、2025(令和7)年1月31日※になりました。
※ やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025(令和7)年3月31日とできる場合があります。
- ・ 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440

(受付時間 平日 8:30～17:15)

【ワストップ相談窓口】徳島働き方改革推進支援センター
電話番号：0120-967-951 (受付時間 平日9:00～17:00)

交付申請書等の提出先は徳島労働局 雇用環境・均等室です
住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階

最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金

検索

